居宅介護支援事業所の
BCPを考える

～途切れない支援のために…～

社会福祉法人　春風会
ぬくもりの里居宅介護支援事業所
川口義和　佐藤佳美　田代美穂子
梅原里江子　川畑州司

＜はじめに＞

令和３年度介護報酬改定において、事業継続計画すなわちＢＣＰの
策定が義務づけられ、Ｒ５までには必ず作らなければならないが、
策定できていなく、２０１９年台風１９号による風水害や
新型コロナウイルス感染症発生時等の対応力の弱さを痛感し、
原因を追究し、有事の際でも途切れない支援体制を作る為、
今回の研究に取り組んだ。

＜具体的な取り組み＞

①職員一人一人が災害・感染症発生時のＢＣＰに対しての知識がどれくらいあるか把握できていなく、理解度を把握する為に、事例を用いてＢＣＰ理解度の確認する。

②各ＢＣＰに必要な書類について確認し、災害アセスメントシートについては通常使っているアセスメントシートへ災害時の必要な項目を追加し、アセスメントを実施した。

③管理者不在でも職員一人一人が有事の際に冷静・迅速な判断・行動ができるような体制も確立しておらず、わかりやすい書類も用意されていなかった。各ＢＣＰを作成し、平常時から備え、有事の際も支援継続できる体制を作る。

＜具体的な取り組み＞

１．災害発生時のBCP作成

・災害アセスメント実施後、
　災害時利用者一覧表と災害時台帳を作成。
・優先業務の検討と確定。

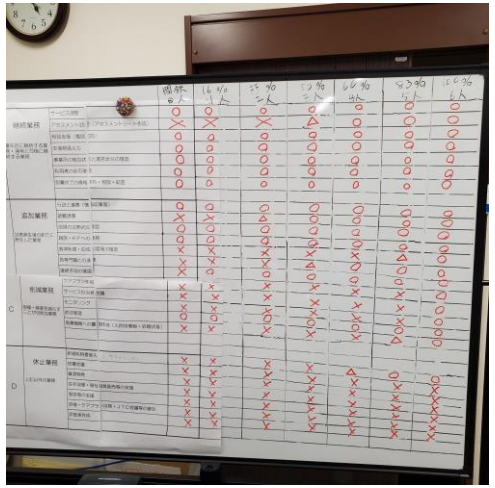

KJ法とは…

断片的な情報・アイデアを効率的に整理する目的で用いられる手法。

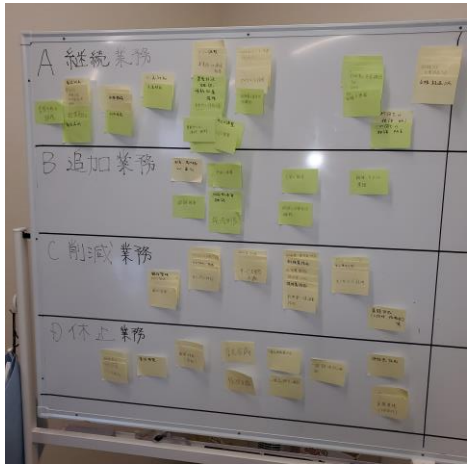

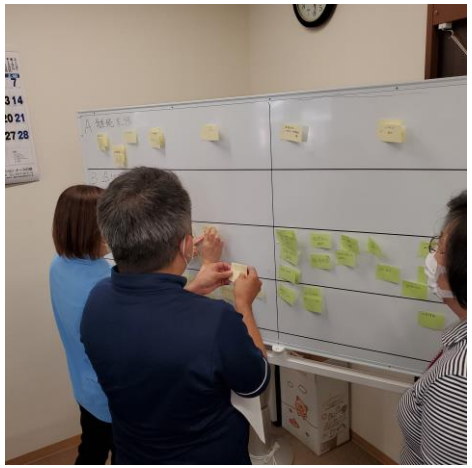

一般的に、KJ法では、カード状の紙（付箋）に1つ1つの情報を記し、
そのカードを並べ変えたりグルーピング（グループ化）したりすることで、
情報を整理していきます。

＜具体的な取り組み＞

２．感染症発生時のBCP作成

・優先業務検討、確定。
・感染症発生時の対応フローチャート作成。
・感染症発生時のＢＣＰ作成。
・担当ケアマネが不在でも対応できる副担当制の導入。

＜具体的な取り組み＞

３．在宅勤務の体制づくり

・現状の設備等を把握し、在宅勤務に向けて活用できる
　アプリケーションの選択・勉強会実施。
・在宅勤務のルール等を決める。

shutterstock.com · 262766915

居宅在宅ワークのイメージ

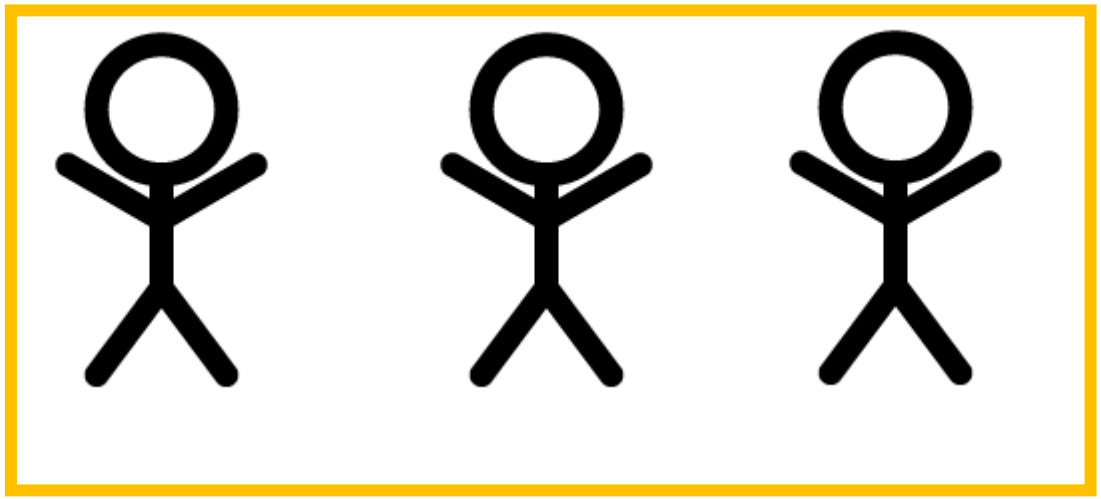

A

在宅ワーク

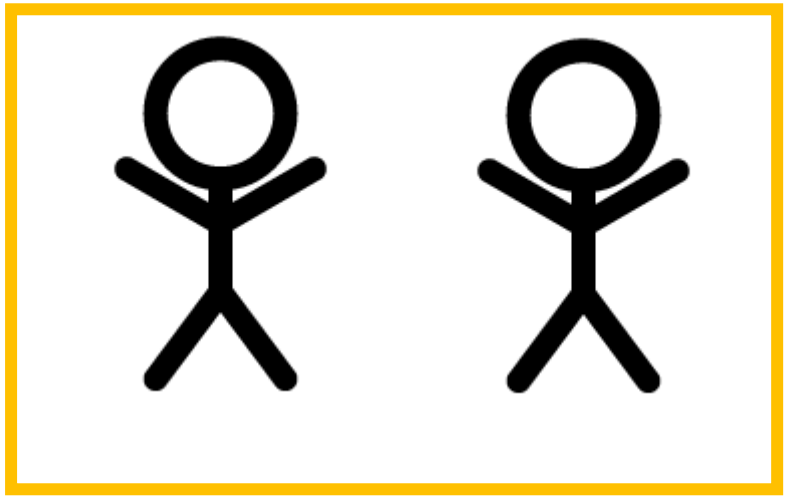

B

出勤

←シフトにて入れ替わる→

居宅在宅ワークのイメージ

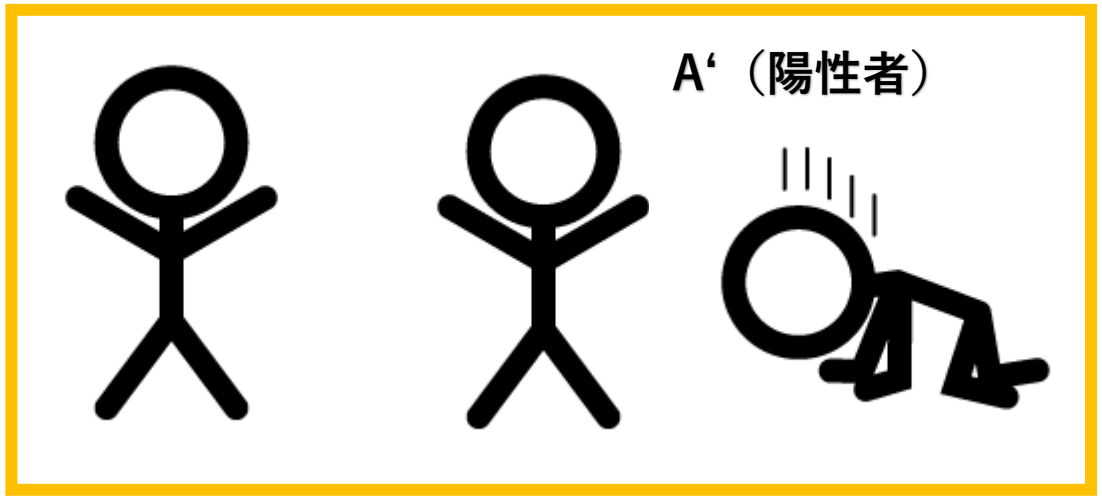

A（濃厚接触者）

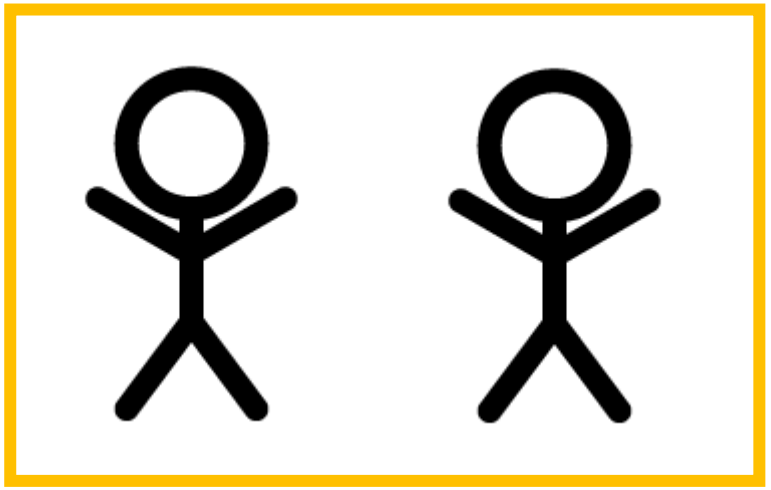

B

一人が体調不良となったら…

居宅在宅ワークのイメージ

グループを細分化

在宅ワーク　　出勤

B

←シフトにて入れ替わる→

B‘

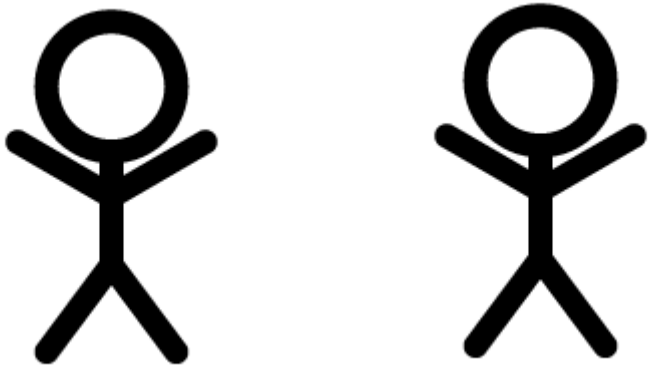

A　在宅ワーク
（濃厚接触者）

A’　休養（陽性者）

居宅在宅ワークのイメージ

B（陽性者）

新しく体調不良者が出ても…

B‘

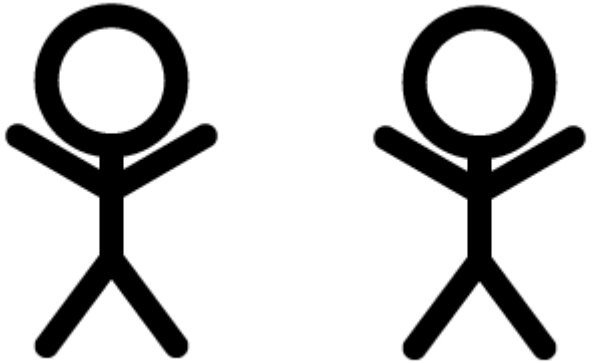

A　在宅ワーク
（濃厚接触者）

A’　休養（陽性者）

居宅在宅ワークのイメージ

同一ルートからの一斉感染は防げる

B‘

A　在宅ワーク
（濃厚接触者）

A’　休養（陽性者）B

＜活動の成果と評価＞

①各ＢＣＰを職員一人一人が考え、
検討し、作成することにより、
有事の際でも同じ基準で判断することが可能になった。
また、職員の意識改革に繋がった。

＜活動の成果と評価＞

②災害アセスメント実施により、
個々の利用者の災害リスクが把握でき、
災害発生時の考え方等を確認するきっかけとなった。
また、避難を考えていない利用者もいる為、
今後も継続して災害発生時の備えで
地域（民生委員等）と一緒に検討していく
必要があることが確認できた。

＜活動の成果と評価＞

③担当ケアマネが不在時の支援については副担当が責任をもって
担当ケアマネが不在時でも継続して支援できる体制へ
整えることができた。
また、事業所へ出勤できない状況になったとしても
在宅勤務という選択肢が増えたことにより、
在宅からの連絡調整やサービス調整等できるような
体制が整えることができた。

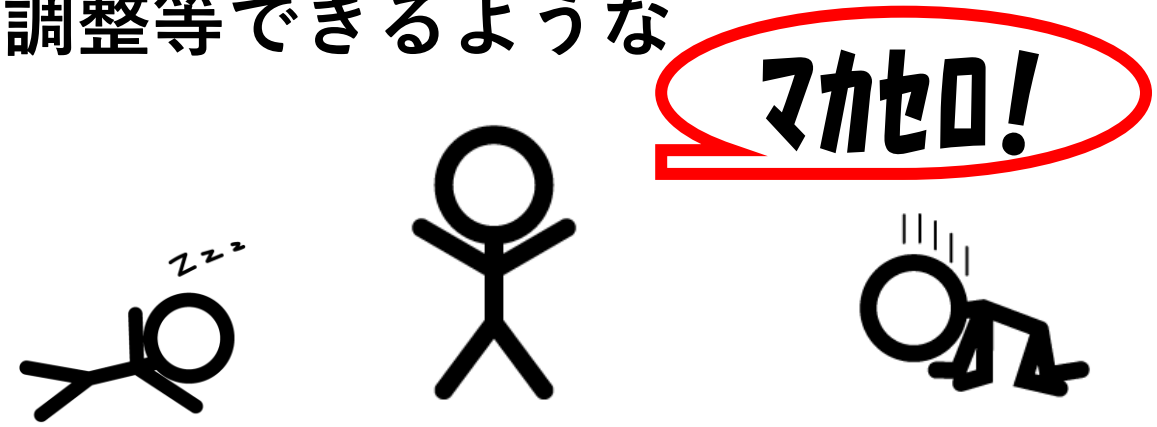

＜今後の課題＞

①ＢＣＰ内に記載している研修・訓練を
計画的に行ない、ＢＣＰの再検証・見直しが
必要。

＜今後の課題＞

②災害の備えとして地域の方（民生委員等）との連携が
重要になる為、連携ができていない利用者は、
今後連携していく必要がある。

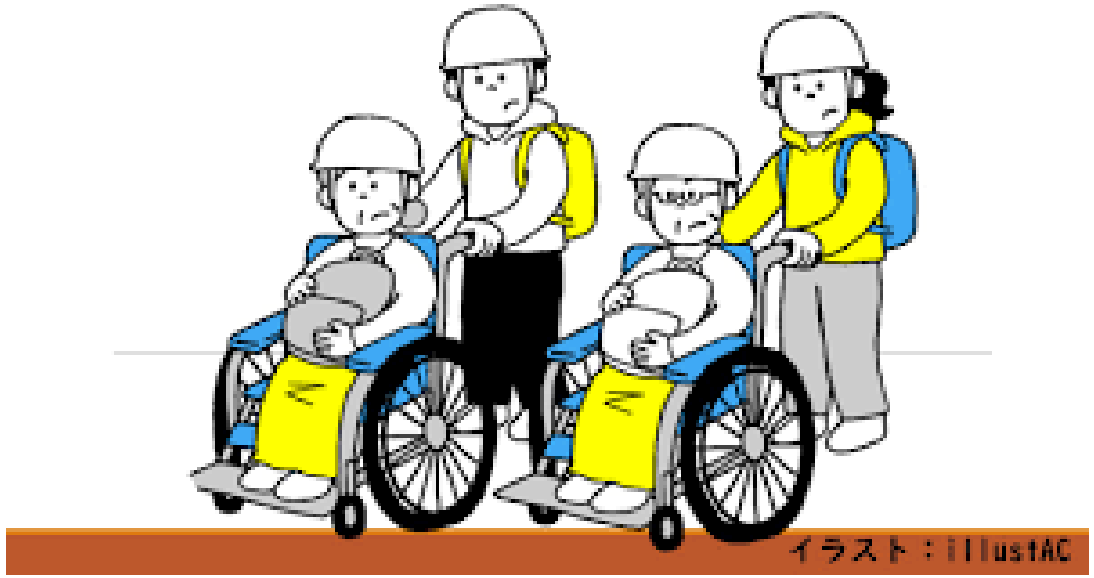

＜今後の課題＞

③感染症発生時のＢＣＰについては、
５類に変更されたことによるＢＣＰの更新が必要。

5類移行でコロナ対策は平時に近づく

現状		移行後
新型インフル等感染症（2類以上に相当）	感染症法の分類	5類
感染者は7日間 濃厚接触者は5日間	待機期間（原則）	なし
あり	医療費の公費負担	段階的に縮小
発熱外来が中心	診療対応	原則すべての医療機関
屋外で距離保てば不要	マスク着用	屋内でも原則不要
発令可能	緊急事態宣言	発令できず
公費接種	ワクチン	今後検討

(注)今後の検討で変更する可能性がある

＜最後に＞

途切れない支援を行なう為には居宅事業所だけでは難しい。
施設・法人・法人外の各事業所・地域との連携が
必要不可欠と感じたが連携する体制は不十分な為、
有事の際にお互いが協力できる仕組みを
構築していく必要がある。

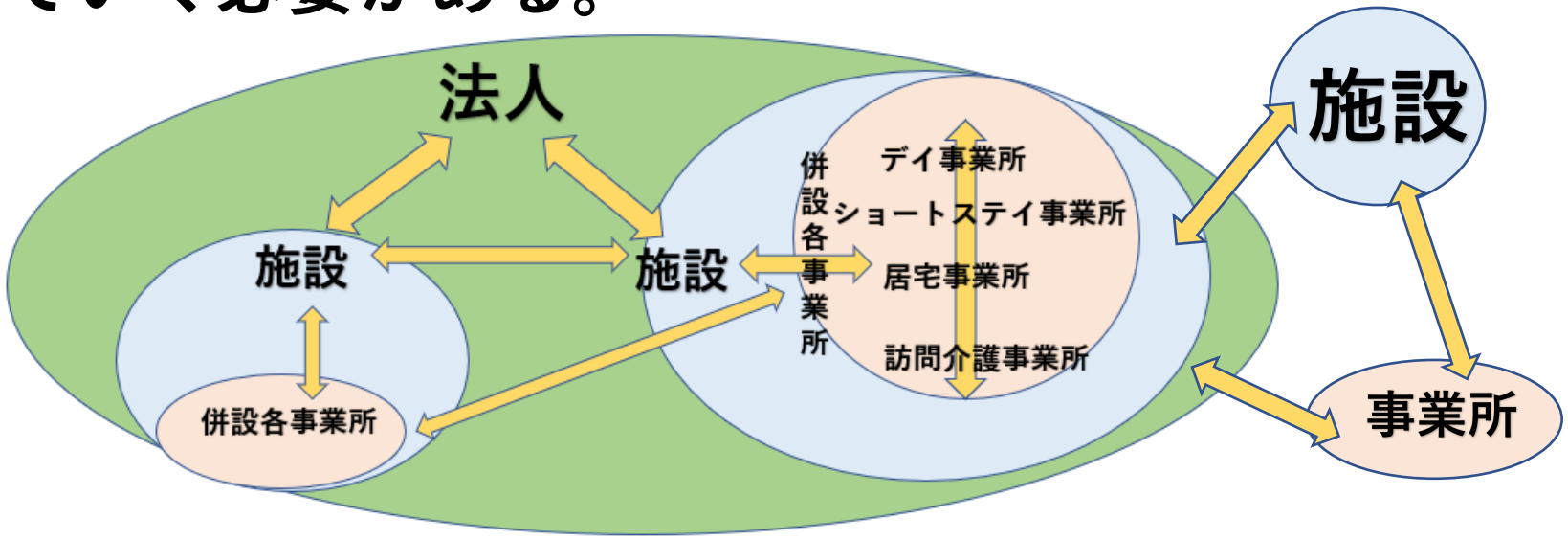

ご清聴ありがとうございました。

社会福祉法人
春風会
ぬくもりの里
居宅介護支援事業所